

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解				指定自治体の回答	内閣府整理
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討					
先導的な地域医療の活性化(ライフ/ヘンヨン)総合特区	29211		<p>「総合メディカルゾーン本部(県立中央病院)」と「総合メディカルゾーン南部・西部センター(県立海部・三好病院)」間において、これまで中央病院専門医が各センターまで赴き、診察していた慢性期疾患患者について、医師が中央病院において、情報通信機器を用い、各センターにいる患者の診察を行う。この際、各センターの看護師が、医師の指示のもと、診察を補助する。</p> <p>「総合メディカルゾーン(県立中央・海部・三好病院)」と「へき地診療所」間において、これまで県立病院専門医がへき地診療所まで赴き、診察していた慢性期疾患患者について、医師が各県立病院において、情報通信機器を用い、へき地診療所にいる患者の診察を行う。この際、へき地診療所の看護師が、医師の指示のもと、診察を補助する。</p> <p>なお、同提案において、診療報酬は患者が受診した病院・診療所のものとし、原則、医師による「対面診療」と同様の扱いとする。</p>	<p>医師の地域偏在、診療科偏在という医療の現状に対し、地域の患者が必要な医療の提供を受けるためには、限られた医師や医療機関などの医療資源の効率的な活用や、受診機会の確保が課題となる。特に、へき地の診療を担う「へき地診療所」やその支援を担う「へき地医療拠点病院」においては、最適な医療提供体制の構築に向け、こうした社会的課題への実効性のある対策の推進が急務となっている。</p> <p>「へき地医療拠点病院」である「県立中央・海部・三好病院」間及び「県立病院」と「へき地診療所」間で、ICTを活用した「新たな遠隔診療」を実施することで、適切な地域医療提供体制の確保を図る。</p> <p>また、当提案の実施により、患者の受診機会や専門医療の受診機会の増が図られるとともに、看護師によるケアなど、在宅における遠隔診療に比して、より手厚い医療看護が可能となるほか、へき地への移動に何時間も要していた「医師の働き方改革」の推進につながることも多く、今後、本格的に輩出される「地域枠医師」の育成にも寄与することが想定される。</p> <p>こうした地域医療の新たな課題解決モデルの実現には、現在、国が認める「遠隔診療」の枠を超えた医師法の規制緩和の特例措置が必要である。</p>	<p>患者が病院にて遠隔診療を受けることについて:D</p> <p>医師の指示のもと、看護師が診察を補助することについて:D</p> <p>診療報酬と同様の取り扱いについて:C</p>	<p>平成30年4月1日 平成30年度診療報酬改定を実施予定。</p> <p>平成30年4月1日に平成30年度診療報酬改定を実施予定。</p> <p>以降、改定の影響調査を実施予定。</p>	<p>医師法(昭和23年法律第201号)第20条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされている。</p> <p>遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに伴って、「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」については(平成9年12月24日付け健政発第1075号厚生労働省健康政策局長通知。以下「平成9年遠隔診療通知」という。))において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもここに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第20条等に抵触するものではない」との基本的な考え方を示している。</p> <p>診療報酬においては、質の高い医療が効率的・効果的に提供されるよう、個々の医療行為について、一定の要件や基準等を付して保険適用としている。電話等を用いた診療については、患者等からの求めに応じて必要な指導をした場合、当該診療を行った保険医のいる医療機関において再診料が算定できる。</p>	<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他</p> <p>【1】 a 【2】 d</p>	<p>【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p> <p>厚生労働省から、指定自治体の提案した医療提供施設間における遠隔診療の実現が現行制度において実施できる旨の見解が示され、指定自治体は了解しているため、協議を終了する。</p> <p>なお、遠隔診療の診療報酬上の取扱いについては、厚生労働省は平成30年度診療報酬改定後、新設された評価による影響を調査・検討し、引き続き中央社会保険医療協議会において検討していく予定としていることとあり、まずは、遠隔診療に係る平成30年4月の診療報酬の評価・新設の状況を踏まえた上で、特区の求める提案の実現に向けて検討を進め、場合によっては、次回以降に改めて協議の実施を希望する。</p>		
										1回目	厚生労働省
					2回目						